

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】

2

### ◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】

13

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】

15

### ◇ 市選挙管理委員会

- 各種請求、教育長又は委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【行政委員会事務局選挙課】

20

北九州市告示第 371 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、市民センターの使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 9 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

市民センターの名称	受 託 者		委託期間
	名 称	住 所	
北九州市立老松市民センター	老松まちづくり 連合協議会 会長 門井 豊	北九州市門司区 庄司町 4 番 16 号	令和 4 年 4 月 1 日か ら令和 5 年 3 月 31 日まで
北九州市立清見市民センター	清見まちづくり 協議会 会長 山下洋介	北九州市門司区 清見三丁目 1 番 1 号	令和 4 年 4 月 1 日か ら令和 5 年 3 月 31 日まで
北九州市立清見市民センター古城市民サブセンター	古城まちづくり 協議会 会長 小西竹志	北九州市門司区 浜町 6 番 25 号	令和 4 年 4 月 1 日か ら令和 5 年 3 月 31 日まで
北九州市立小森江東市民センター	小森江東まちづくり協議会 会長 都城俊彰	北九州市門司区 風師三丁目 9 番 20 号	令和 4 年 4 月 1 日か ら令和 5 年 3 月 31 日まで
北九州市立小森江西市民センター	小森江西校区まちづくり自治連 合会 会長 森 川征彰	北九州市門司区 矢筈町 5 番 42 号	令和 4 年 4 月 1 日か ら令和 5 年 3 月 31 日まで
北九州市立白野江市民センター	白野江まちづくり協議会 会長 望月逸郎	北九州市門司区 白野江二丁目 1 3 番 1 号	令和 4 年 4 月 1 日か ら令和 5 年 3 月 31 日まで
北九州市立大里東市民センター	大里東まちづくり協議会 会長 森川裕久	北九州市門司区 下二十町 3 番 7 号	令和 4 年 4 月 1 日か ら令和 5 年 3 月 31 日まで
北九州市立大里南市民センター	大里南まちづくり協議会 会長 中園龍一	北九州市門司区 原町別院 13 番 27 号	令和 4 年 4 月 1 日か ら令和 5 年 3 月 31 日まで
北九州市立大里柳市民センター	大里柳まちづくり協議会 会長 吉野益生	北九州市門司区 高田二丁目 2 番 18 号	令和 4 年 4 月 1 日か ら令和 5 年 3 月 31 日まで
北九州市立田野浦市民センター	田野浦まちづくり協議会 会長 西岡宏文	北九州市門司区 新開 6 番 11 号	令和 4 年 4 月 1 日か ら令和 5 年 3 月 31 日まで

北九州市立東郷市民センター	大積校区まちづくり協議会 会長 小田穂積	北九州市門司区黒川西一丁目3番26号	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
北九州市立東郷市民センター柄杓田市民サブセンター	柄杓田まちづくり協議会 会長 長谷和夫	北九州市門司区大字柄杓田1407番地1	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
北九州市立錦町市民センター	錦町まちづくり協議会 会長 手島稔之	北九州市門司区清滝三丁目5番5号	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
北九州市立西門司市民センター	西門司校区まちづくり協議会 会長 藤原俊和	北九州市門司区稲積一丁目3番2号	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
北九州市立萩ヶ丘市民センター	萩ヶ丘まちづくり協議会 会長 渡邊 悟	北九州市門司区大里戸ノ上三丁目8番1号	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
北九州市立藤松市民センター	藤松まちづくり協議会 会長 中村泰敏	北九州市門司区上藤松二丁目3番31号	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
北九州市立松ヶ江北市民センター	松ヶ江北まちづくり協議会 会長 橋崎 清	北九州市門司区大字畑903番地	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
北九州市立松ヶ江北市民センター伊川市民サブセンター	伊川まちづくり協議会 会長 進森太郎	北九州市門司区大字伊川1462番地1	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
北九州市立松ヶ江南市民センター	松ヶ江南校区まちづくり協議会 会長 松本征幸	北九州市門司区吉志新町二丁目1番1号	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
北九州市立丸山市民センター	丸山まちづくり協議会 会長 赤野敬一	北九州市門司区長谷一丁目14番28号	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
北九州市立足原市民センター	足原校区まちづくり協議会 副会長 矢野嗣明	北九州市小倉北区足原二丁目8番3号	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
北九州市立足立市民センター	足立校区まちづくり協議会 会長 緒方直文	北九州市小倉北区宇佐町一丁目8番15号	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
北九州市立泉台市民センター	泉台校区まちづくり協議会 会長 村上隆彦	北九州市小倉北区真鶴一丁目5番15号	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

北九州市立 到津市民セ ンター	到津校区まちづ くり協議会 会 長 村上嗣英	北九州市小倉北 区下到津四丁目 3番2号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 井堀市民セ ンター	井堀校区まちづ くり協議会 会 長 柏木 作	北九州市小倉北 区井堀三丁目1 5番2号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 今町市民セ ンター	今町校区まちづ くり協議会 会 長 福丸清生	北九州市小倉北 区今町三丁目1 9番2号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 北小倉市民 センター	中井校区北小倉 まちづくり協議 会 会長 廣木 直利	北九州市小倉北 区中井一丁目1 0番1号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 貴船市民セ ンター	貴船校区まちづ くり協議会 会 長 醒井重政	北九州市小倉北 区白銀一丁目5 番8号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 清水市民セ ンター	清水校区まちづ くり協議会 会 長 福田義憲	北九州市小倉北 区弁天町6番5 号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 霧丘市民セ ンター	霧丘校区まちづ くり協議会 会 長 立花三男	北九州市小倉北 区黒原二丁目3 0番30号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 小倉中央市 民センター	小倉中央市民セ ンター運営委員 会 委員長 下 田善行	北九州市小倉北 区堺町二丁目4 番24号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 小倉中央市 民センター 藍島市民サ ブセンター	藍島校区まちづ くり協議会 会 長 濱崎 勉	北九州市小倉北 区大字藍島24 3番地3	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 桜丘市民セ ンター	桜丘校区まちづ くり協議会 会 長 三好 孝	北九州市小倉北 区上富野五丁目 6番21号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 三郎丸市民 センター	三郎丸校区まち づくり協議会 会長 木村年伸	北九州市小倉北 区熊本一丁目1 2番1号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 寿山市民セ ンター	寿山校区まちづ くり協議会 会 長 村松 正	北九州市小倉北 区大島三丁目1 0番2号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 富野市民セ ンター	富野校区まちづ くり協議会 会 長 梅野秀麻呂	北九州市小倉北 区須賀町6番2 3号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで

北九州市立 中井市民セ ンター	中井校区まちづ くり協議会 会 長 後藤昭二	北九州市小倉北 区井堀二丁目7 番4号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 中島市民セ ンター	中島校区まちづ くり協議会 会 長 荻北憲佳	北九州市小倉北 区昭和町16番 2号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 西小倉市民 センター	西小倉校区まち づくり協議会 会長 日高 徹	北九州市小倉北 区大門一丁目5 番2号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 日明市民セ ンター	日明校区まちづ くり協議会 会 長 太田徹臣	北九州市小倉北 区日明四丁目3 番7号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 南丘市民セ ンター	南丘校区まちづ くり協議会 会 長 梶 務	北九州市小倉北 区熊谷一丁目2 6番15号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 南小倉市民 センター	南小倉校区まち づくり協議会 会長 三浦明德	北九州市小倉北 区新高田一丁目 10番3号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 長行市民セ ンター	長行校区まちづ くり協議会 会 長 伊崎 實	北九州市小倉南 区徳吉西三丁目 3番16号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 企救丘市民 センター	企救丘校区まち づくり協議会 会長 岡本広治	北九州市小倉南 区徳力四丁目1 7番5号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 北方市民セ ンター	北方校区まちづ くり協議会 会 長 森谷一久	北九州市小倉南 区北方二丁目1 6番10号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 朽網市民セ ンター	朽網校区まちづ くり協議会 会 長 目良公昭	北九州市小倉南 区朽網西三丁目 6番39号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 葛原市民セ ンター	葛原校区まちづ くり協議会 会 長 桑原英夫	北九州市小倉南 区葛原本町三丁 目4番34号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 広徳市民セ ンター	広徳校区まちづ くり協議会 会 長 安東吉松	北九州市小倉南 区徳力六丁目3 番2号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 志井市民セ ンター	志井校区まちづ くり協議会 会 長 大迫隆典	北九州市小倉南 区大字志井27 9番地	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 城野市民セ ンター	城野校区まちづ くり協議会 会 長 竹村信芳	北九州市小倉南 区富士見三丁目 1番3号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで

北九州市立 曾根市民セ ンター	曾根校区まちづ くり協議会 会 長 松井清記	北九州市小倉南 区中曾根三丁目 9番7号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 曾根東市民セ ンター	曾根東校区まち づくり協議会 会長 三郎丸正 熙	北九州市小倉南 区下曾根四丁目 22番3号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 高蔵市民セ ンター	高蔵校区まちづ くり協議会 会 長 神代秀則	北九州市小倉南 区上吉田三丁目 1番1号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 田原市民セ ンター	田原校区まちづ くり協議会 会 長 森 照男	北九州市小倉南 区田原三丁目1 6番31号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 徳力市民セ ンター	徳力校区まちづ くり協議会 会 長 久留島慶子	北九州市小倉南 区南方二丁目5 番37号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 長尾市民セ ンター	長尾校区まちづ くり協議会 会 長 吉本 保	北九州市小倉南 区長行西一丁目 1番1号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 貫市民セン ター	貫校区まちづく り協議会 会長 嶋津政美	北九州市小倉南 区西貫一丁目1 1番1号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 沼市民セン ター	沼校区まちづく り協議会 会長 田中義則	北九州市小倉南 区沼緑町四丁目 28番1号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 東朽網市民 センター	東朽網校区まち づくり協議会 会長 利光 央	北九州市小倉南 区大字朽網12 15番地1	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 東谷市民セ ンター	東谷地区まちづ くり協議会 会 長 内尾正憲	北九州市小倉南 区大字木下70 4番地1	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 守恒市民セ ンター	守恒校区まちづ くり協議会 会 長 笹月二男	北九州市小倉南 区守恒二丁目8 番36号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 湯川市民セ ンター	湯川校区まちづ くり協議会 会 長 村内 実	北九州市小倉南 区湯川一丁目8 番33号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 横代市民セ ンター	横代校区まちづ くり協議会 会 長 小清水栄	北九州市小倉南 区横代東町四丁 目13番1号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 吉田市民セ ンター	吉田校区まちづ くり協議会 会 長 齋藤 博	北九州市小倉南 区中吉田六丁目 27番5号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで

北九州市立 両谷市民セ ンター	両谷まちづくり 協議会 会長 中村 正史	北九州市小倉南 区徳吉南一丁目 6番10号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 若園市民セ ンター	若園校区まちづ くり協議会 会 長 築別邦博	北九州市小倉南 区若園四丁目1 番50号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 青葉市民セ ンター	青葉地区まちづ くり協議会 会 長 今村史子	北九州市若松区 青葉台西一丁目 14番1号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 赤崎市民セ ンター	小石・赤崎校区 まちづくり協議 会 会長 鈴木 勝	北九州市若松区 西小石町8番2 号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 島郷市民セ ンター	島郷まちづくり 連絡協議会 会 長 小田國次	北九州市若松区 鴨生田二丁目1 番1号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 修多羅市民 センター	修多羅校区まち づくり協議会 会長 安東英毅	北九州市若松区 白山一丁目9番 13号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 高須市民セ ンター	高須地区まちづ くり協議会 会 長 志多田 宏	北九州市若松区 高須北一丁目1 番2号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 ひびきの市 民センター	ひびきの地区ま ちづくり協議会 会長 田中 智	北九州市若松区 ひびきの北8番 28号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 深町市民セ ンター	深町校区まちづ くり協議会 会 長 末益將次	北九州市若松区 深町一丁目2番 12号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 藤ノ木市民 センター	藤ノ木校区まち づくり協議会 会長 井上千恵 美	北九州市若松区 赤島町20番1 3号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 二島市民セ ンター	二島校区まちづ くり協議会 会 長 内藤達次郎	北九州市若松区 東二島二丁目7 番3号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 古前市民セ ンター	古前校区まちづ くり協議会 会 長 岩男 學	北九州市若松区 古前一丁目28 番23号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 若松中央市 民センター	若松中央校区ま ちづくり協議会 会長 渡邊清 子	北九州市若松区 浜町一丁目1番 2号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで

北九州市立 祝町市民セ ンター	祝町まちづくり 協議会 会長 田中慎一	北九州市八幡東 区宮の町二丁目 2番10号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 枝光市民セ ンター	枝光まちづくり 協議会 会長 森本三千雄	北九州市八幡東 区日の出一丁目 5番11号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 枝光北市民 センター	枝光北まちづく り協議会 会長 林 和己	北九州市八幡東 区枝光二丁目8 番5号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 枝光南市民 センター	枝光一区まちづ くり協議会 会 長 武谷勝好	北九州市八幡東 区中央三丁目9 番5号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 大蔵市民セ ンター	大蔵まちづくり 協議会 会長 加藤俊男	北九州市八幡東 区大蔵二丁目1 番40号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 尾倉市民セ ンター	尾倉まちづくり 協議会 会長 吉村憲二	北九州市八幡東 区尾倉一丁目1 5番2号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 尾倉市民セ ンター天神 市民サブセ ンター	尾倉まちづくり 協議会 会長 吉村憲二	北九州市八幡東 区尾倉一丁目1 5番2号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 陣山市民セ ンター	陣山まちづくり 協議会 会長 古海松博	北九州市八幡東 区桃園三丁目1 番1号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 高槻市民セ ンター	高槻まちづくり 協議会 会長 三吉良彦	北九州市八幡東 区中畑二丁目5 番2号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 高見市民セ ンター	高見まちづくり 協議会 会長 伊藤一義	北九州市八幡東 区高見二丁目8 番20号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 槻田市民セ ンター	槻田まちづくり 協議会 会長 前田慎一	北九州市八幡東 区松尾町19番 1号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 平野市民セ ンター	平野まちづくり 協議会 会長 出来谷通保	北九州市八幡東 区桃園四丁目1 番1号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 前田市民セ ンター	前田まちづくり 協議会 会長 藤田武男	北九州市八幡東 区祇園一丁目5 番1号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 八幡大谷市 民センター	八幡大谷まちづ くり協議会 会 長 畠中聡之	北九州市八幡東 区中央二丁目1 番1号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで



北九州市立 青山市民セ ンター	青山まちづくり 協議会 会長 中野 守	北九州市八幡西 区青山二丁目1 番3号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 赤坂市民セ ンター	赤坂まちづくり 協議会 会長 横田弘道	北九州市八幡西 区星和町28番 26号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 浅川市民セ ンター	浅川まちづくり 協議会 会長 舟木ヤス子	北九州市八幡西 区浅川日の峯二 丁目1番10号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 穴生市民セ ンター	穴生地区まちづ くり協議会 会 長 吉田泰一	北九州市八幡西 区鷹の巣三丁目 3番1号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 池田市民セ ンター	池田まちづくり 協議会 会長 岩崎克幸	北九州市八幡西 区茶屋の原一丁 目6番3号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 医生丘市民 センター	医生丘まちづく り協議会 会長 升田治幸	北九州市八幡西 区千代ヶ崎一丁 目12番15号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 永犬丸市民 センター	永犬丸まちづく り協議会 会長 上赤義信	北九州市八幡西 区美原町9番2 号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 永犬丸西市 民センター	永犬丸西まちづ くり協議会 会 長 濱田勝年	北九州市八幡西 区永犬丸西町四 丁目21番13 号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 大原市民セ ンター	大原まちづくり 協議会 会長 白砂 稔	北九州市八幡西 区上上津役三丁 目21番21号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 折尾西市民 センター	折尾西まちづく り協議会 会長 木村栄久	北九州市八幡西 区日吉台一丁目 22番20号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 折尾東市民 センター	折尾東まちづく り協議会 会長 茂岡重男	北九州市八幡西 区光明二丁目2 番50号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 香月市民セ ンター	香月まちづくり 協議会 会長 中村 弘	北九州市八幡西 区香月中央一丁 目7番1号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 香月市民セ ンター香月 西部市民サ ブセンター	香月まちづくり 協議会 会長 中村 弘	北九州市八幡西 区香月中央一丁 目7番1号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで

北九州市立 楠橋市民セ ンター	楠橋まちづくり 協議会 会長 金子廣利	北九州市八幡西 区馬場山緑7番 41号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 熊西市民セ ンター	熊西まちづくり 協議会 会長 増田忠文	北九州市八幡西 区幸神四丁目3 番1号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 黒畑市民セ ンター	黒畑校区まちづ くり協議会 会 長 松永富士雄	北九州市八幡西 区幸神三丁目4 番3号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 黒崎市民セ ンター	黒崎まちづくり 協議会 会長 平山緑祐	北九州市八幡西 区藤田四丁目1 番1号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 上津役市民 センター	上津役まちづく り協議会 会長 森 照重	北九州市八幡西 区上の原二丁目 2番16号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 木屋瀬市民 センター	木屋瀬校区まち づくり協議会 会長 高宮歳継	北九州市八幡西 区木屋瀬東一丁 目12番1号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 陣原市民セ ンター	陣原まちづくり 協議会 会長 鶴田伶子	北九州市八幡西 区陣原三丁目2 3番9-101 号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 竹末市民セ ンター	竹末まちづくり 協議会 会長 太田正雄	北九州市八幡西 区若葉一丁目7 番1号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 千代市民セ ンター	千代まちづくり 協議会 会長 鷹井謙治	北九州市八幡西 区千代二丁目2 7番1号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 筒井市民セ ンター	筒井まちづくり 協議会 会長 田中敏博	北九州市八幡西 区山寺町6番3 0号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 塔野市民セ ンター	塔野まちづくり 協議会 会長 善 正善	北九州市八幡西 区塔野一丁目3 番2号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 中尾市民セ ンター	中尾まちづくり 協議会 会長 中川雅水	北九州市八幡西 区三ヶ森四丁目 6番1号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 鳴水市民セ ンター	鳴水まちづくり 協議会 会長 向井浩義	北九州市八幡西 区東鳴水二丁目 4番16号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 則松市民セ ンター	則松まちづくり 協議会 会長 萩峯節雄	北九州市八幡西 区則松二丁目9 番1号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで

北九州市立 引野市民セ ンター	引野まちづくり 協議会 会長 小南順通	北九州市八幡西 区別所町9番1 号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 星ヶ丘市民 センター	星ヶ丘校区まち づくり協議会 会長 黒岩文人	北九州市八幡西 区大字笹田92 0番地8	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 本城市民セ ンター	本城校区まちづ くり協議会 会 長 仲賢六郎	北九州市八幡西 区本城一丁目1 5番1号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 光貞市民セ ンター	光貞まちづくり 協議会 会長 篠原廣一郎	北九州市八幡西 区浅川学園台二 丁目23番2号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 八児市民セ ンター	八児まちづくり 協議会 会長 梶原敏男	北九州市八幡西 区町上津役東一 丁目17番1号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 八枝市民セ ンター	八枝まちづくり 協議会 会長 土井敏行	北九州市八幡西 区八枝三丁目8 番1号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 浅生市民セ ンター	浅生まちづくり 協議会 会長 隈井孝義	北九州市戸畑区 浅生二丁目13 番7号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 一枝市民セ ンター	一枝まちづくり 協議会 会長 堀渕 正	北九州市戸畑区 一枝一丁目8番 1号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 大谷市民セ ンター	大谷まちづくり 協議会 会長 檜山弘之	北九州市戸畑区 東大谷二丁目2 番44号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 鞆ヶ谷市民 センター	鞆ヶ谷まちづく り協議会 会長 大永直樹	北九州市戸畑区 西鞆ヶ谷町3番 17号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 沢見市民セ ンター	沢見まちづくり 協議会 会長 橋本民夫	北九州市戸畑区 小芝二丁目1番 4号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 三六市民セ ンター	三六地区まちづ くり協議会 会 長 井手國昭	北九州市戸畑区 小芝三丁目12 番2号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 天籟寺市民 センター	天籟寺まちづく り協議会 会長 三上久恵	北九州市戸畑区 夜宮二丁目4番 15号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 中原市民セ ンター	中原校区まちづ くり協議会 会 長 渡邊 登	北九州市戸畑区 中原東二丁目2 番35号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで

北九州市立 西戸畑市民 センター	西戸畑まちづく り協議会 会長 今泉孝子	北九州市戸畑区 南鳥旗町3番1 7号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 東戸畑市民 センター	東戸畑まちづく り協議会 会長 吉本茂行	北九州市戸畑区 千防三丁目1番 12号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 牧山市民セ ンター	牧山まちづくり 協議会 会長 横田健治	北九州市戸畑区 牧山四丁目1番 22号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで
北九州市立 牧山東市民 センター	牧山東まちづく り協議会 会長 篠原伸憲	北九州市戸畑区 新川町3番25 号	令和4年4月1日か ら令和5年3月31 日まで

北九州市公告第604号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和4年9月6日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区大字則松252番5、252番6、253番4、267番1、267番3、268番1、268番3、269番1から269番4まで、270番1、270番2、271番1から271番4まで、272番1、272番2、273番、274番、275番1、275番2、276番1、276番2、278番1、278番5から278番8まで、280番2、281番3のうち、282番1、282番2、282番5、282番6、283番7、284番1、284番2、286番1、287番1から287番3まで、287番8、288番2、288番3、289番2、289番3、290番2から290番4まで、291番1、291番2、292番1、292番2、293番1、293番2、294番1、294番2、295番1、295番2、296番1、297番1、298番1、299番1、299番2、300番1、300番2、301番1、301番3、301番4、302番1、302番2、303番から305番まで、306番1のうち、306番2、306番3、306番4のうち、307番1、307番2、307番3のうち、307番4のうち、307番5、307番7のうち、307番8、307番9のうち、313番1、313番2、314番1のうち、314番2のうち、315番3のうち、	東京都港区三田一丁目4番28号 社会福祉法人 恩賜財団済生会 理事長 炭谷 茂

3 2 1 番 1 のうち、3 2 2 番 1 のうち、3 2 2 番 2 のうち、3 2 2 番 3 のうち、3 2 3 番 1 から 3 2 3 番 4 まで、3 2 6 番 4、3 2 7 番 1、3 2 7 番 3、3 7 7 番 から 3 8 2 番 まで、3 8 5 番、5 6 9 番、5 7 0 番 1、5 7 0 番 2、5 7 1 番 1、5 7 1 番 2、5 7 3 番 1 のうち、5 7 3 番 2 のうち、5 7 5 番 及び 無番 のうち

## 北九州市公告第605号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年9月6日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び数量

家庭ごみ収集用指定袋 1,000万枚

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

#### (3) 履行期限 令和5年5月31日

#### (4) 納入場所 市の指示する場所

#### (5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

いずれも入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

ア 860万枚 令和4年11月頃

イ 658万枚 令和5年2月頃

ウ 852万枚 令和5年4月頃

エ 852万枚 令和5年6月頃

#### (6) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

#### (7) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

### 2 電子入札に関する事項

#### (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得

て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

（2） 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

（3） その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

### 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2） 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

（3） 入札を行おうとする購入品目又はこれの同等品について、この公告日以前の5年間に、国、地方公共団体等の官公署（外国の官公署を含む。）又は北九州市の外郭団体及びこれに準じる団体からの発注に対し、遅滞なく誠実に納入した実績（納入数量の合計が200万枚以上であるものに限る。）があること。

（4） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和4年9月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

### 5 入札手続等

（1） 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和4年10月18日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

（2） 入札説明書及び仕様書の交付方法



北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和4年9月27日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月28日の午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和4年9月28日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和4年10月6日から同月17日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月18日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和4年10月17日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和4年10月18日午後2時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号

電話 093-582-2017

(8) 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Clear plastic bag for household garbage

Quantity: 10,000,000 sheets

( 2 ) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p.m., October 18, 2022

For tenders submitted by mail :

5:00p.m., October 17, 2022

( 3 ) For further information, please contact: Contracts Division,  
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市選挙管理委員会告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和4年9月1日

北九州市選挙管理委員会  
委員長 富増健次

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

1万5,695人

- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

19万7,458人

- 3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

門司区 2万6,949人

小倉北区 5万574人

小倉南区 5万7,952人

若松区 2万2,440人

八幡東区 1万8,316人

八幡西区 6万9,396人

戸畑区 1万5,956人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置

協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数  
13万791人